

広報紙

水

レ

Water Letter

タ

ー

令和3年3月

vol.85

## 春は引っ越し&新生活の季節 水道のお手続きをお忘れなく!



春は就職や進学、転勤などで引っ越しが多いシーズンです。

余裕を持ったお手続きをお願いします。

### 使用中止の手続き

引っ越しの3~4日前までに、水道使用量のお知らせ等に記載されている「お客様番号」、「転居日」、「転居先の住所」、「支払方法」を料金課(TEL(092)571-7002)へご連絡ください。

### 使用開始の手続き

引っ越しの3~4日前までに、料金課(TEL(092)571-7002)へご連絡ください。また、転居先に透明の袋に入った「水道使用開始届」を置いていますので、必要事項をご記入のうえ、郵便ポストへ投函してください。

※「水道使用開始届」がない場合は、お手数料をおかけしますが料金課までご連絡ください。

### こんなときもお知らせください!

- 長期の入院や出張等で水道の使用を休止するとき
- 水道使用者の名義が変わったとき
- 納付書等の送付先が変更したとき

※3階建て以上のマンション等で、企業団から直接お客様へ水道料金等を請求していないところについては、企業団への水道使用開始・中止・休止のお手続きは不要です。

### 引っ越しシーズンはインターネットでのお手続きがおススメです!

引っ越しシーズンは電話が混み合っつながりにくい場合があります。

そんなときは24時間利用可能なインターネットでのお手続きがおススメです。詳しくは企業団ホームページ

(<http://kasuga-nakagawa-suido.or.jp/customer/customer/mail0/>)  
をご覧ください。

QRコードはこちら



### 水道料金のお支払いは 口座振替がおススメです!

お支払い方法には口座振替と納付書による納入の2つがあります。口座振替をご利用いただきますと、決まった日にお客さまご指定の口座から、自動的に水道料金等が支払われます。そのため、銀行等へお出かけになる必要がなくなり、お忙しい方に変便です。お申し込みは、春日市及び那珂川市内の各取扱金融機関または料金課、那珂川出張所窓口の備え付けの専用申し込み用紙にて申請ができます。

# 貯水槽水道を設置されている方へ

## 貯水槽水道ってなに？

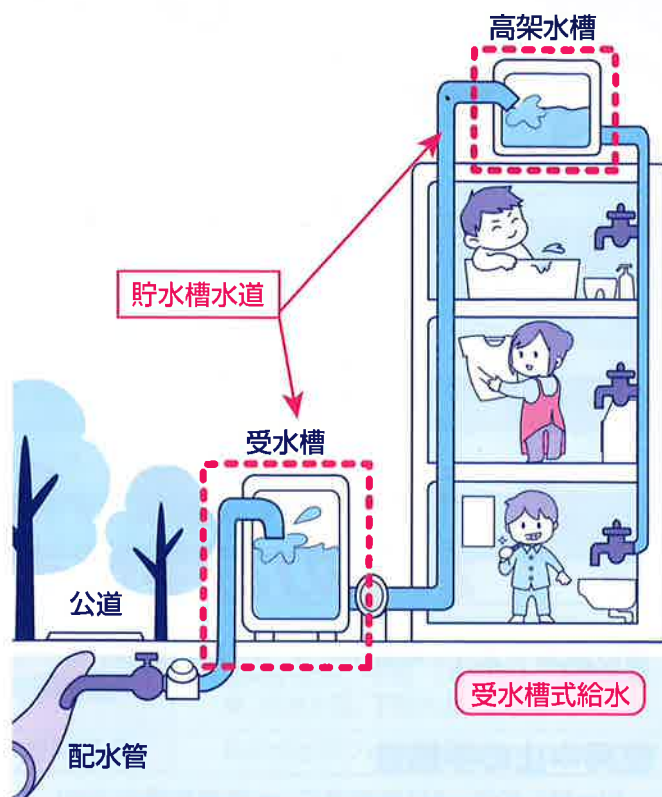
ビルやマンション等の建物で、浄水場から送られてきた水道水を貯水槽（受水槽・高架水槽）に溜めて水を供給する施設を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道で、安全な給水を行うために、受水槽及び高架水槽の定期的な清掃や水質検査などの管理が重要になります。

## 貯水槽（受水槽、高架水槽）の管理はされていますか？

水道法第34条の2では、受水槽の有効水量が10㎡を超える施設（簡易専用水道）の設置者に対し、下記の表のとおり清掃などの適正な管理をし、定期的に検査を受けるよう義務づけられています。

また、10㎡以下の施設（小規模貯水槽水道）の設置者も簡易専用水道と同様の管理に努める必要があります。



貯水槽の清掃	1年以内毎に1回定期的に行い、設置者自ら行うか専門の清掃業者に依頼しましょう。
貯水槽の点検	受水槽、高架水槽の状態やマンホールの施錠などの点検を行い、不備なところは速やかに改善しましょう。また、地震、大雨など水質に影響があると考えられるときには、点検しましょう。
水質検査	設置者は、【色】【濁り】【におい】【味】のチェックを定期的に行いましょう。異常を認めた場合は、水質検査を実施しましょう。
給水停止及び水質異常時の利用者への周知	人の健康を害する恐れのあるときは、直ちに給水を停止し、速やかに利用者への周知を行い、筑紫保健福祉環境事務所（TEL(092)513-5599）及び企業団施設課（TEL(092)571-7003）までお知らせください。
管理記録の保管	水槽の清掃や、点検水質検査結果などの管理記録について保管をしてください。企業団より情報提供を依頼する場合があります。

## 貯水槽水道の利用者に対する情報提供

企業団では、貯水槽水道の利用者から管理等についての相談があった場合、調査を行い、その結果を利用者へ提供します。また、調査の結果、水質の異常や施設の問題が判明した場合は、設置者へ必要な指導を行います。

貯水槽水道の設置者は、入居者や使用者が「安全でおいしい水」を飲めるよう管理点検を行いましょう。





# 令和3年度 予算のお知らせ

水道事業会計には、収益的収支予算と資本的収支予算の2つがあり、どちらも税込み表示としていますが、収益的収支における純利益には消費税及び地方消費税は含みません。

また、( )内の数値は前年度対比での増減率を表しています。

## 収益的収支(消費税込み)

水道水をつくり、家庭に届けるために必要な経費とその財源です。

その他収入 3,051万円(7%減)	純利益 1億7,180万円
下水受託収益 9,221万円(7%減)	減価償却費 10億3,326万円(1%)
長期前受金戻入 2億8,922万円(3%減)	資産減耗費 5,298万円(184%増)
加入負担金 1億4,636万円(2%増)	その他費用 1億7,579万円(5%減)
水道料金 25億5,514万円 (2%増)	人件費 3億5,856万円(2%減)
	支払利息 9,005万円(14%減)
	送水費 1億1,339万円(17%減)
	受水費 4億9,577万円(9%減)
	浄水費 5億4,996万円(40%増)
<b>収益的収入</b> 31億1,344万円(1%増)	<b>収益的支出</b> 28億6,976万円(4%増)

## 資本的収支(消費税込み)

水道施設の新設、改良をするために必要な経費とその財源です。

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                 収支不足額 10億6,541万円 (22%減)             </div>	
出資金 4,509万円(11%増)	その他事業費 7,505万円(9%減)
工事負担金 385万円(98%増)	企業債償還元金 5億2,522万円 (5%増)
企業債 3億円 (増減なし)	庁舎及び関連設備整備費 907万円 (80%減)
	配水施設整備費 4億8,761万円(52%増)
	水源・浄水場 施設整備費 3億1,740万円 (58%減)
<b>資本的収入</b> 3億4,894万円(2%増)	<b>資本的支出</b> 14億1,435万円(17%減)

収益的収支の支出の中には、減価償却費のように現金支出を伴わないものがあり、これらは企業団内部に留保されます。資本的収支不足額は、このような留保資金等で補てんされます。

恒久水源の確保により、水源・浄水場施設整備費用は減少するため、資本的支出は前年度比で17%減となっておりますが、施設の修繕及び保守点検を強化すること並びに恒久水源に係る維持管理費用が増加するため、収益的支出は前年度比で4%増となっております。

今後、老朽管更新や耐震化等の課題に取り組んでまいります。より一層の経営努力を行いながら、可能な限り水道料金に影響を与えないよう努めてまいります。

### 令和3年度の主な事業

- ・浄水施設更新事業
- ・庁舎及び関連設備整備事業
- ・配水施設整備事業(老朽管更新等)

## 令和3年第1回議会定例会 議決結果

1月29日、2月1日に行われた令和3年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会の議案及び議決結果は次のとおりです。議事録は準備ができ次第、企業団ホームページに掲載します。

次回の議会臨時会は、令和3年4月26日に開会予定です。

議案第1号	春日那珂川水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議案第2号	令和2年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決	全員賛成
議案第3号	令和3年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について	原案可決	全員賛成
議案第4号	春日那珂川水道企業団監査委員の選任について	原案同意	全員賛成

問い合わせ先 総務課 TEL 571-7001 / FAX 574-4960

### 漏水調査を実施します

令和2年度から漏水調査を実施しており、今回の対象地区は右表のとおりです。受託業者の調査員が腕章と受託者証を携帯し、道路下の水道管及び各戸の水道メーターまでの給水管の調査を行います。**給水管の調査では検針と同じようにお客様の敷地内へ立ち入ります**ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

調査期間	令和3年4月上旬から6月下旬まで
調査場所	(那珂川市) 今光 (春日市) 下白水南泉、白水ヶ丘、下白水北、上白水
受託業者	株式会社テクノスジャパン

※各戸の漏水調査は、夜間や日曜・祝日に訪問することはありません。この調査の費用は、企業団が負担しますので、お客様に請求することはありません。

また、**集合住宅のお客様(企業団から直接料金の請求をしていない方)につきましては、企業団の管理するメーターまでの調査となります。**

問い合わせ先 施設課 TEL 571-7003 / FAX 574-4988

### 検針日等のお知らせ

期	メーター検針	口座振替	納付書納期限	検針地区	
奇数月検針地区	6期(2・3月)	3月21日(日)～月末	4月30日(金)	4月30日(金)	春日市給水区域のうち桜ヶ丘、日の出町、須玖北、須玖南、岡本、弥生、小倉、小倉東、原町、春日、大谷、伯玄町、若葉台西、若葉台東、ちくし台、紅葉ヶ丘西、紅葉ヶ丘東、昇町、大和町、宝町、光町、千歳町、春日原東町、春日原南町、春日原北町、春日公園、惣利、平田台
	1期(4・5月)	5月21日(金)～月末	6月30日(水)	6月30日(水)	
	2期(6・7月)	7月21日(水)～月末	8月31日(火)	8月31日(火)	
偶数月検針地区	1期(3・4月)	4月21日(水)～月末	5月31日(月)	5月31日(月)	春日市給水区域のうち塚原台、下白水、星見ヶ丘、下白水南、下白水北、大土居、松ヶ丘、上白水、白水池、一の谷、泉、白水ヶ丘、天神山
	2期(5・6月)	6月21日(月)～月末	8月2日(月)	7月31日(土)	
	3期(7・8月)	8月21日(土)～月末	9月30日(木)	9月30日(木)	

※メーター検針は、土、日、祝日も行っています。  
 なお、天候等により、検針日が多少前後することがありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988  
 または 那珂川出張所 TEL 408-9829 / FAX 555-2134